

中国人民銀行 域内企業の人民元域外貸付業務を さらに明確化することに関する通知

中国投資銀行部 中国ビジネスソリューション室

2016年11月29日、中国人民銀行は「域内企業の人民元域外貸付業務をさらに明確化することに関する通知」(銀発[2016]306号)を公布しました。域内企業の人民元域外貸付業務に関する手続き及び管理を規範化するとともに、現行の人民元・外貨の管理方式を統一することを発表しています。

1. 政策の背景

2013年7月5日、中国人民銀行は「クロスボーダー人民元業務手続簡素化及び関連政策改善の通知」(銀発[2013]168号、以下、168号通知)を公布しました。168号通知において、域内非金融機関の人民元建域外貸付について初めて明文化されました。域内非金融機関は域内の銀行に直接、人民元域外貸付の決済業務を申請でき、人民銀行への申請が不要であることが示されました。具体的には以下のポイントが示されています。

【図表1】168号通知 人民元域外貸付に関連する内容の抜粋

- ▶ 金利、期間、用途については商業原則に基づき双方で決定可能
- ▶ 域内非金融機関は、域内の銀行に「人民元専用預金口座」を開設し、貸付の実行及び返済は「人民元専用預金口座」を経由しなければならない
- ▶ 域外貸付の返済金額は貸付元金、利息、域内所得税、関連諸費用等合理的な収入の合計額を超えてはならない
- ▶ 域内非金融機関が、持分関係あるいは同一親会社を有し、且つ域内メンバー企業が地域本部もしくは投資管理機能を有する場合、人民元プーリングによる域外貸付決済業務を域内銀行に直接申請することが可能

人民元域外貸付業務は人民元のグローバル展開を促進するための重要措置と人民銀行が位置付けており、多国籍企業のグローバルな資金運用において重要な役割を果たしてきました。一方、168号通知は業務基準や実務運用等を柔軟に設定しており、地域ごとに管理の差異が生じる等、クロスボーダー人民元業務の発展に影響を与えていました。本通知は168号通知を踏まえ、人民元・外貨の管理方式統一化を図るとともに、域外借入人の適正性などをさらに明確化しました。

2. 通知の内容

本通知においては、域内企業が人民元域外貸付を行う際の管理項目を明確化し(図表2ご参照)、域外への貸出額についても、上限を初めて明文化しました。

【図表2】本通知と168通知の比較

項目	銀発[2013]168号	【本通知】 銀発[2016]306号
当局申請	明記せず	・企業所在地外貨管理局で事前登記が必要
設立年数	明記せず	・域内貸付人は設立満1年以上の法人
貸付人と借入人の 関連性	明記せず	・株式持分関係あり
実需確認	明記せず	・域外で運用する資金使途に対する、域内銀行による真実性チェックの徹底を要求
限度枠管理	明記せず	・人民元の域外貸付限度枠は外貨と合算すると明文化 ・限度枠は域内貸付人所有者権益(※1)の30%まで ※1:直近の監査報告書ベース、詳細な計算式あり
頻度	明記せず	・短期で頻繁に域外貸付を行う貸付人に状況説明を求める
原資	明記せず	・借入資金、個人資金は不可
金利	商業原則	・商業原則に基づく。ゼロ金利は不可
貸付期限	明記せず	・6ヶ月以上～5年(5年以上の場合は所在地人民銀行の備案が必要)
ロールオーバー	明記せず	・原則1回のみ

【域外貸付の残高枠】

企業の域外貸付残高上限=直近期の所有権権益×マクロプルーデンス政策因数

企業の域外貸付残高=Σ域外貸付残高+Σ期限前返済額(※2)×(1+期限前日数/契約で約定した日数)+
外貨域外貸付残高×通貨種類転換因数

※2:5年ごとに期限前返済額の残高をゼロとする(期限前返済により発生した残高は5年間累積)。

マクロプルーデンス政策因数=0.3

通貨種類転換因数=0

【ご参考】本通知に基づく試算(実際の運用時には、各地の外貨管理局までお問い合わせ下さい)

①人民元域外貸付 20・人民元域外貸付 30(いずれも期限前返済なし)

企業の域外貸付残高:

Σ域外貸付残高=20+30

Σ期限前返済額×(1+期限前日数/契約で約定した日数)=0

外貨域外貸付残高×通貨種類転換因数=0

企業の域外貸付残高=(20+30)+0+0=50

② 人民元域外貸付 20・外貨域外貸付 30(いずれも期限前返済なし)

企業の域外貸付残高:

$$\Sigma \text{域外貸付残高} = 20(\text{人民元}) + 30(\text{外貨})$$

$$\Sigma \text{期限前返済額} \times (1 + \text{期限前日数} / \text{契約で約定した日数}) = 0$$

$$\text{外貨域外貸付残高} \times \text{通貨種類転換因数} = 0$$

$$\text{企業の域外貸付残高} = 20(\text{人民元}) + 30(\text{外貨}) = 50$$

③ 人民元域外貸付 20(期限前返済なし)・人民元域外貸付 30(契約で約定した日数=300日、期限前日数=150日)

企業の域外貸付残高

$$\Sigma \text{域外貸付残高} = 20$$

$$\Sigma \text{期限前返済額} \times (1 + \text{期限前日数} / \text{契約で約定した日数}) = 30 \times (1 + 150/300) = 45 (\text{※3})$$

$$\text{外貨域外貸付残高} \times \text{通貨種類転換因数} = 0$$

$$\text{企業の域外貸付残高} = 20 + 45 = 65$$

※3: 期限前返済により発生した45は5年間残存

現状、通貨種類転換因数は0であるため、人民元域外貸付と外貨域外貸付の域外貸付枠の費消は同様となっていますが、今後因数の調整によって枠の費消額が変わる可能性があります。また、期限前返済する場合、元金以上の枠を費消し、且つ残高は5年間累積することになりますので、期限前返済の実施はより慎重に判断する必要があります。

3. 企業への影響

本通知の公布により、外貨管理局への事前申請や、限度枠の人民元・外貨合算運用、資金使途の真実性チェック、貸付期間、ロールオーバー回数等、域外貸付に関する実務面の規定がより明確になりました。運用面の整備が進んだことにより、域外貸付業務の安定化が期待できる一方、マクロプルーデンス政策因数の調整の可能性等、不安定要素も出てきています。企業グループの資金効率化計画にも影響を与える可能性があることから、域外貸付による枠内の利用額、枠費消の仕組みを理解した上で、域外貸付の期限と通貨を設定していく必要があります。引続き、関連情報を注視の上、随時情報展開させていただきます。

以上

以下は、中国語原文と日本語参考訳です。

中国語原文	日本語参考訳
<p style="text-align: center;">中国人民银行</p> <p style="text-align: center;">关于进一步明确境内企业人民币境外放款业务有关事项的通知（银发[2016]306号）</p> <p>中国人民银行上海总部，各分行、营业管理部，各省会（首府）城市中心支行，各副省级城市中心支行；国家开发银行，各政策性银行、国有商业银行、股份制商业银行，中国邮政储蓄银行：</p> <p>为进一步规范境内企业人民币境外放款业务，引导境外放款跨境人民币结算有序开展，现就境内企业人民币境外放款业务流程和有关事项通知如下：</p> <p>一、本通知所称人民币境外放款业务是指境内企业（以下简称放款人）通过结算银行（以下简称经办行）将人民币资金借贷给境外企业（以下简称借款人）或经企业集团财务公司以委托贷款的方式通过结算银行将人民币资金借贷给境外企业的行为。</p> <p>本通知所称境内企业是指在中华人民共和国境内（不含香港、澳门和台湾地区）注册成立的非金融企业。</p> <p>二、经办行应要求放款人在办理人民币境外放款业务前在所在地外汇管理部门进行登记，在企业境外放款余额上限内为其办理业务。</p> <p>三、放款人应注册成立1年以上，与借款人之间应具有股权关联关系。</p> <p>四、经办行需严格审核境外借款人的经营规模是否与借款规模相适应，以及境外借款资金的实际用途，确保境外放款用途的真实性和合理性。</p> <p>五、对境内企业人民币境外放款业务实行本外币一体化的宏观审慎管理。</p>	<p style="text-align: center;">中国人民銀行</p> <p style="text-align: center;">域内企業の人民元域外貸付業務をさらに明確化することに関する通知（銀発[2016]306号）</p> <p>中国人民銀行上海総部、各支店、営業管理部、各省会（首府）都市センター支行、各副省級都市センター支行；国家開発銀行、各政策銀行、国有商業銀行、株式制商業銀行、中国郵便貯蓄銀行：</p> <p>域内企業の人民元域外貸付業務をさらに規範化し、クロスボーダー人民元決済が順調に展開されるよう、ここに域内企業の人民元域外貸付業務のプロセスと関連する政策事項を以下の通り通知する：</p> <p>一、本通知でいう人民元域外貸付業務は域内企業（以下、貸付人）が決済銀行（以下、取扱銀行）を通じて、人民元資金を域外企業（以下、借入人）に貸し出すこと、あるいは企業集団財務会社を経由して、委託貸付の方式で決済銀行を通じて、人民元資金を域外企業に貸し出すことを指す。</p> <p>本通知でいう域内企業とは中華人民共和国域内（香港、マカオ、台湾を含まない）において登記・設立した非金融企業を指す。</p> <p>二、取扱銀行は、人民元域外貸付業務を行う際、貸付人に所在地の外貨管理部門において登記をさせ、企業の域外貸付限度額上限内で業務を取扱わなければならない。</p> <p>三、貸付人は登記・設立してから1年以上が経過し、借入人との間に持分関係を有していなければならない。</p> <p>四、取扱銀行は域外貸付人の経営規模が借入規模に対して相応か、および、域外借入資金の実際の用途を厳格に審査し、域外貸付の用途の真实性・合理性を確保しなければならない。</p> <p>五、域内企業の人民元域外貸付業務に対し、人民元・外貨を一体化するマクロプルーデンス管理を実施する。</p>

企业境外放款余额上限=最近一期经审计的所有者权益*观审慎调节系数

企业境外放款余额=∑境外放款余额+∑提前还款额*(1+提前还款天数/合同约定天数)+∑外币境外放款余额*币种转换因子

每5年对提前还款所占额度进行清零。

其中，宏观审慎调节系数为0.3；币种转换因子为0，人民银行根据宏观经济形势和跨境资金流动情况对宏观审慎调节系数和币种转换因子进行动态调整。经办行和放款人应做好额度控制，确保任一时点放款余额不超过其上限。

对于短期频繁发生的境外放款业务，经办行应要求放款人提供相关情况说明，一旦发现违规行为，立即停止为其办理新的境外放款业务。对于当前境外放款余额已超过政策调整后余额上限的放款人，经办行应暂停为其办理境外放款业务。

六、放款人不得使用个人资金向借款人进行境外放款，不得利用自身债务融资为境外放款提供资金来源。

七、放款人向境外放款的利率应符合商业原则，在合理范围内协商确定，但必须大于零。放款期限原则上应在6个月至五年内，超过5年（含5年）的应报当地人民银行分支机构进行备案。

八、经办行应提醒放款人及时收回放款资金。出现借款人逾期未归还的，且放款人拒不作出说明或说明缺乏合理性的，经办行应暂停为其办理新的境外放款业务，并及时向当地人民银行分支机构报送相关情况。境外放款可以展期，但原则上同一笔境外人民币放款展期不超过一次。

九、放款人应按照《人民币银行结算账户管理办法》（中国人民银行令〔2003〕第5号发

企業の域外貸付限度額上限=直近期の監査済所有者權益×マクロプルーデンス政策因数

企業の域外貸付残高=∑域外貸付残高+∑期限前返済額×(1+期限前返済日数/契約で約定した日数)+外貨域外貸付残高×通貨種類転換因数

5年ごとに期限前返済額の残高はゼロとする。

そのうち、マクロプルーデンス政策因数は0.3とし、通貨種類転換因数は0とする。人民銀行はマクロ経済情勢及びクロスボーダー資金流動の状況に基づいて動態調整を行う。取扱銀行と貸付人は限度額管理をしっかりとコントロールし、貸付残高が上限を超えないようにしなければならない。

短期に頻繁に発生する域外貸付業務については、取扱銀行は貸付人に関連する状況説明の提供を要求しなければならない。違反行為を発見した場合、直ちに新規の域外貸付業務の取り扱いを停止する。現在の域外貸付残高が既に政策調整後の残高上限を超える貸付人に対しては、取扱銀行はその域外貸付業務手続を暫定的に中止しなければならない。

六、貸付人は個人資金を用いて借入人に域外貸付を実行してはならない。自身の債務融資を域外貸付の原資としてはならない。

七、貸付人の域外貸付の利率は商業原則に合致しなければならない。合理的な範囲内で協議、確定し、ゼロを上回らなくてはならない。貸付期間は原則6ヶ月から5年間までとし、5年間を超える(5年を含む)場合、所在地の人民銀行分支机构に備案を行わなければならない。

八、取扱銀行は貸付人に遅滞無く貸付資金を回収させなければならない。借入人が期限内に返済しない、且つ貸付人が説明を拒否する、あるいは説明の合理性に欠ける場合、取扱銀行は新規の域外貸付業務を停止しなければならない。併せて所在地の人民銀行分支机构まで関連の状況を報告しなければならない。域外貸付はロールオーバーが可能だが、原則、同一の人民元域外貸付につき、ロールオーバー回数は1回を超えてはならない。

九、貸付人は「人民元銀行決済口座管理弁法」(中国人民银行令〔2003〕第5号公布)等の銀行決済口座管理規定に

<p>布)等银行结算账户管理规定申请开立人民币专用存款账户,专门用于办理人民币境外放款业务。同时,人民币境外放款必须经由放款的人民币专用存款账户以人民币收回,且回流金额不得超过放款金额及利息、境内所得税、相关费用等合理收入之和。</p>	<p>に基づき、人民币域外貸付業務にのみ用いる人民币専用預金口座の開設を申請する。同時に、人民币域外貸付は貸付を行った人民币専用預金口座を経由して人民币を回収しなければならず、且つ回収する人民币は元本、利子、域内所得税、関連費用等、合理的な収入の総計を超えてはならない。</p>
<p>十、经办行应做好人民币境外放款业务真实性和合规性审核,切实履行反洗钱和反恐怖融资义务。</p>	<p>十、取扱銀行は人民币域外貸付業務の真实性と合法性の審査を適切に実施せねばならず、アンチマネロンとアンチテロ融資義務を履行しなければならない。</p>
<p>十一、经办行应认真履行信息报送职责,及时准确地向人民币跨境收付信息管理系统报送有关账户信息、跨境收支信息、跨境贷融资信息,并在收支信息的交易附言中添加“境外放款”字样说明。</p>	<p>十一、取扱銀行は情報報告の職責を真剣に履行し、遅滞無く、人民币クロスボーダー収支情報管理システムに関連口座情報や、クロスボーダー収支情報、クロスボーダー融資情報を報告・送付しなければならない。且つ、収支情報の取引備考欄に「域外貸付」と説明を明記しなければならない。</p>
<p>十二、人民银行总行及分支机构根据本通知对境内企业人民币境外放款业务实施监管管理办法。</p>	<p>十二、人民銀行総行及び分支機構は本通知に基づいて、域内企業の人民币域外貸付業務に対し、監督管理を実施する。</p>
<p>十三、本通知自印发之日起施行。以前规定与本通知不一致的,按本通知执行。</p>	<p>十三、本通知は公布日より施行する。従来の規定と本通知が不一致の場合、本通知に基づいて執行する。</p>
<p>请人民银行副省级城市中心支行以上分支机构将本通知转发至辖区内人民银行分支机构,城市商业银行、外资银行及其他开办跨境人民币业务的金融机构。</p>	<p>人民銀行副省級都市センター支行以上の分支機構は本通知を所轄区内の人民銀行分支機構、都市商業銀行、外資銀行及びその他クロスボーダー人民币業務を行う金融機構まで転送すること。</p>

【日本語参考訳：三菱東京UFJ銀行（中国） 中国投資銀行部】

- ☞ 弊行が行った日本語参考訳はあくまでも参考に過ぎず、中国語原文が基準となりますので、ご注意ください。
- ☞ 当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては全てお客様ご自身でご判断くださいますよう、宜しくお願い申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、弊行はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。
- ☞ 当資料は銀行の関連業務に係わる手続きの案内ではなく、具体的な銀行の関連業務手続等についてはお取扱銀行までお問い合わせください。
- ☞ 当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。

三菱東京UFJ銀行（中国）有限公司 中国投資銀行部 中国ビジネスソリューション室